

# 公 告

海上自衛隊大村航空基地における展示即売店の設置及び経営に関する  
業者の募集について

海上自衛隊大村航空基地隊司令

児 玉 浩 光



長崎県大村市今津町10番地に所在する海上自衛隊大村航空基地において、展示即売店を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集します。

## 1 応募資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有することとし、次に挙げる要件を満たすもの。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 2 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

### 3 設置業種

物品販売（調理販売は、移動販売車に限る。）

### 4 募集期間及び募集要領配布期間等

(1) 期間：令和6年11月1日（金）09:00から  
令和6年11月18日（月）16:00まで  
(土日及び祝日を除く)

(2) 場所：長崎県大村市今津町10番地  
海上自衛隊大村航空基地隊厚生隊  
0957-52-3131（内線：702）担当：森

### 5 説明会

(1) 日 時：令和6年11月19日（火）10:00～11:00  
(2) 場 所：海上自衛隊大村航空基地厚生センター多目的ルーム  
(3) その他：説明会に参加を希望される業者の方は、11月18日（月）16:00までに、会社等の名称、出席者氏名、電話番号を上記第4項第2号の担当者までご連絡ください。

なお、説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できませんので、ご了承ください。

### 6 その他

細部については、説明会申込みの際に手渡し、又は郵送等で募集要領を配布いたします。

## 仕様書(その1)

### 1 業務件名

海上自衛隊大村航空基地における展示即売店の設置及び経営

### 2 業務内容

展示即売店（物品販売（調理販売は、移動販売車に限る。））の設置及び経営

### 3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊大村航空基地隊司令（以下、「甲」という。）が決定する。

### 4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、九州防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が使用財産を使用するとき。

イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対して一切の補償を請求することはできない。

### 5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できる。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できる。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できる。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できる。

### 6 設置場所

海上自衛隊大村航空基地内の甲が指定する場所

### 7 国有財産使用許可面積

屋内 2. 1 m<sup>2</sup>

屋外 25. 0 m<sup>2</sup>

## 8 国有財産使用料

丙は、九州防衛局歳入徴収官に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料は、以下のとおり。

屋内：日額 45.6 円／m<sup>2</sup>程度（令和6年度建物使用料（参考））

屋外：日額 29.9 円／m<sup>2</sup>程度（令和6年度土地使用料（参考））

※ 上記使用料は、令和6年度単価であり、毎年度見直しを実施しているため、金額変動がある。

なお、国有財産使用料は、九州防衛局歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。

## 9 業務期間等

### (1) 業務期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

### (2) 営業日

業務期間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。原則として、土日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

### (3) 営業時間

原則として9時から16時までとし、別途協議する。

※ 展示即売店の設置、撤去に要する期間は使用許可期間に含む。

## 10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 12 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀および衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、

又はこれに加入してはならない。

- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

### 1.3 従事関係者の健康保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び担当者職員に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、丙の従事関係者に、健康診断を毎年1回以上行い、その結果について報告すること。また、調理、配膳等給食のため食品を取り扱う職務に従事する者については、腸内出血性大腸菌(O-157を含む)、赤痢菌及びサルモネラ菌の検査を毎月1回以上行い、その結果について報告すること。

### 1.4 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの業務関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

### 1.5 損害賠償

丙は、債務不履行の場合並びに情報保全に関する義務に違反した場合及びその他に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

### 1.6 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、2ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

### 1.7 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、

企画提案書の内容について、甲の了承なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について一切の責任を負い、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 販売商品と廃棄分の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (10) 丙は、売上金額を翌月10日までに、担当職員に提出すること（土日祝日の場合は、その後の直近の土日祝日でない日）。
- (11) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要な都度、担当職員及び丙の間で協議する。

## 18 その他

- (1) 屋内の出店場所には、専用の手洗い場が設置されていないため、手洗い場が必要な食品類は取り扱わないものとする。
- (2) 国の行事、緊急時等は、国の使用を優先させるため出店することができない。

## 仕様書(その2)

- 1 募集業種  
物品販売
- 2 設置場所  
海上自衛隊大村航空基地厚生センター 2階
- 3 国有財産使用許可面積  
2. 1 m<sup>2</sup>
- 4 国有財産使用料  
屋内：日額45.6円／m<sup>2</sup>程度（令和6年度建物使用料（参考））
- 5 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
令和7年4月1日から令和8年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。原則として土日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。
  - (2) 営業時間  
原則として9時から16時30分までとし、別途協議とする。
- 6 その他の営業条件
  - (1) 出店場所には、専用の手洗い場が設置されていないため、手洗い場が必要な食品類は取り扱わないものとする。
  - (2) 国の行事、緊急時等は、国の使用を優先するため出店することができない。